

第1. 設問1 (1)

1. 報告訴訟の対象となる処分とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体の行爲に於ける(10)。その行爲に於て、直接(10)国庫の勝利割額を形成し、又はその範囲を所定する(10)が法律に於て定められている(10)という。関係性?

2. 本件計画の変更の処分性

(1) 本件計画の変更は農振法13条1項に基づいてなされる(10)。

論点提示

本件計画の対象となる農用地区域では、本件計画の用途に沿わない使用が収益があるれば、市町村長から用途に即した本件計画の用途に即した使用が収益をより勧告を受け(農振法14条1項)、それに沿わない場合には、市町村長の指定する者に権限を譲渡又は設定する勧告を受け(同条2項)、さらに、その勧告に従わなければ市町村長による調整の用意とされている(同法15条1項、2項)。勧告は事実上の行爲に過ぎないが、それに代らない場合には市町村において土地の私権を制限され、仕組みに於ける(10)。また、同法15条の2は

開発行為に許可制を設けている。これは、土地の私権を制限される(10)仕組である(10)。加えて、同法17条は農振法13条1項の許可の本件計画に即したものでなければならぬ旨定めており、土地の利用可能性を制限する点で私権の制限がある(10)。論点抜け

(1) 以上の(10)は、本件計画の対象の農地所有権に直接又は間接に及ぼす(10)。また、市町村長が一歩に及ぼすものであり、公権力性ありとされる(10)。

(2) したがって、本件計画の変更の処分性が認められる。点教11月15日入試

3. 本件計画の申出の拒絶の処分性

(1) B市は、Xに対し、農振法施行法9条の定められた期間が経過するまでは変更の申出を受け付けられない旨回答している。農振法10条3項2号に於けるものがあるから、これが根拠となる法律となる(10)。

(2) 農振法13条は、経済的事実や専門的知識その他の情勢の推察、判断を本件計画の変更の要件とし、これは専門的判斷(10)から、職権に於て行うものであり、市民に申請権は与えられていないから思われる。そうすると、

第

問

申請の拒絶に③の要件は無いように思われる。

しかし、個別の農地について計画変更を判断する際には、農地所有者からの申出が不可欠なので、市民の申請は変更の判断に新增している。また、農振法13条は専門的判断をともなうから、市町村長に裁量認められ、本件運用指針はその裁量基準であると解される。裁量基準は行政内部の基準に過ぎないが、平等原則や信頼原則の観点から、行政庁は特段の事情が無い限りそれに拘束されると解すべきである。そして、本件運用指針は4条1項は、「農用地利用計画の変更を必要とする者は」申請者として定めており、申請者として定めているだけで、農振法10条3項2号や同施行令9条の要件について定めていない。したがって、申請者として本件計画の変更を必要とする者は、本件運用指針に則して申請をする者が、~~裁量基準~~ ことができると解すべきである。

さらに、農振法13条1項に基き本件計画の変更により本件農地を農用地区域から除外しなければ、~~農振法~~ 農振法4条1項に基き転用許可申請 ~~するに当たっては~~ の要件を

3

第

問

が足りない(農振法17条及び農振法4条6項(号イ))。

したがって、申請の拒絶に必要は無いといえる。

(3) ~~以上から~~ または、申請の拒絶は申請者に直接なるとは一方的であると入る。

(4) 以上から、③から④を付した、本件計画の変更の申出の拒絶は処分といえる。

第2. 設問1(2)

~~1. Xは本件計画の変更、申出の拒絶について取消訴訟(行政事件訴訟法(以下「行政法」といふ)3条2項)を提起すべきである。~~

2. (1) 本件計画の変更の申出の拒絶に処分性はあり得る(行政法3条1項の「処分」)。

(2) ~~Xは本件計画の変更の拒絶に処分性を認められ、取消訴訟を提起する。~~

(3) Xは申出の拒絶に処分性を認められ、行政法の差止め利益(第17条1項)を主張する。

(4) 以上から、取消訴訟を提起する。

3. (1) 農振法13条の農用地区域の変更には前述の通り裁量があり、本件運用指針はその申請に関する裁量基準である。そして、前述の通り、B市は本件運用指針に拘束されるべきである。

4

第

問

3 (1) 行政手続法(以下「行政手続法」といふ)7条は行政手続法に於て、申請に対する迅速な対応を定めている。

(2) 「申請」(行政手続法2条3号)は法令に基く処分を求める行為、行政庁が該等の申請を迅速に処理するもの。本件運用指針は行政規則であり、「法令」にはおられない。しかし、前述の通り、行政庁に対して拘束力を持つから、これに準じるものとして考えるべきである。そして、Xは本件運用指針に従って申請をしたから、B市はこれに迅速に処理しなければならない(同条4項)。よって、Xが昭和元年5月10日に提出し、同10日に所定の窓口で提出した本件申請書は「申請」にあたる。

(3) B市は昭和2年5月中旬に、Xから本件運用指針4条4項の通知を受けていない。後述の通り、1年程度で迅速に処理するべきことをB市は公表しているから、2年にも迅速に処理しないのは、「遅滞なく当該申請の審査を開始し」ていないからだと考えられる。

(4) よって、B市は行政手続法7条に反する。

4. (1) 行政庁が標準処理期間(6条)を定めて公開したとせば、平等

5

第

問

原則及び信頼原則から、特段の事情の無い限りその期間内に処理しなければ、行政手続法6条の趣旨に反するといわなければならない。

(2) B市は農用地区域からの除外に1年程度を要する旨を公開している。そして、Xと同時期に申請をした者にはおでに通知がされている。しかし、Xの申請には未だ回答がなく、申請から約2年が経過している。よって、Xの申請に特段の事情があるとはいえない。

(3) (1)に於て、B市は行政手続法6条の趣旨に反する違法がある。

第3. 設問2.

1. 農振法13条2項は、専門的判断を必要とし、「必要」との文言を用いていることから、行政庁に裁量を与えていると解される。よって、本事件の充足について

裁量判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観念上著しく不当なものであると認め、裁量権の逸脱・濫用が認められる(行政手続法30条)。

2. (1) 農振法10条3項2号の「専業」には、農用地の災害防止や生産性向上を目的とするものを除く(同法の施行規則4条の3)。よって、本件専業は農地の冠水の防止を目的とするものである。この

6

第

問

点の見解は、本件事業の性質を見誤るもので
事実誤認にある。また、本件農地の高台に
おけるため、仮に本件事業が農振法10条3項
2号の「事業」にあたるとしても、その事業の範囲を
後述の点で考慮すべきであった。これは考慮不足
にある。 ~~また、本件農振法10条3項2号の「事業」は、~~
~~本件農振法10条3項2号の「事業」は、~~

(2) 農振法10条3項の趣旨は、農業に関する
公共投資に供した ~~費用~~ 費用に供する効用
の発揮、費用を回収する ^{ため} 農地として
活用する点にある。本件農地と関連する
部分の工事は10年前に既に完了しており、本件
農地に関 ^{して} いたる、既に同5号の趣旨は達成
している。この点を考慮せず一律に同法施行規則
第4条を適用する ^{こと} は考慮不足にある。

3. 以上から、Bは農振法10条2項5号について
裁量権の逸脱・濫用が認められ、違法である。

以上

第

問